

いずも暮らしIターン応援助成金 ～Iターンの家賃を支援します～

島根県外から出雲市へIターンした方を支援するため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。
【募集は予算額に達した時点で、終了となります。】

1. 助成対象者

- (1)～(3)の全てに該当する方
ただし、助成金の申請日から5年以上、出雲市に継続して居住する場合に限ります。
- (1) 島根県外から転入し、出雲市に初めて住む**40歳未満の独身の方**
※転入日から3か月以内に申請が必要です。
 - (2) 市内事業所に就職、勤務する方（雇用保険に加入する方）
 - (3) 「出雲暮らしの魅力」の情報発信にご協力いただける方

2. 助成内容・期間

助成対象者が居住する市内の民間賃貸住宅の家賃（共益費や駐車場使用料等を除く額）を助成対象額とし、住宅手当等を引いた残りの額（2万円に満たない場合は助成対象外）に対し、**2分の1**の額を助成します。

※自然豊かな地域（過疎地域等の市が指定する地域）に居住する場合は、助成割合が**3分の2**になります。

上限2万円/月

助成期間
12か月

「出雲暮らしの魅力」を効果的・継続的に情報発信された場合は、さらに**上限12か月の延長**ができます。（最長24か月）

いずもで新生活応援助成金 ～Uターン・Iターンの家賃を支援します～

新婚世帯・子育て世帯の県外からの移住・定住を支援するため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。【募集は予算額に達した時点で、終了となります。】

1. 助成対象者

- (1)～(4)の全てに該当する方
ただし、助成金の申請日から5年以上、出雲市に継続して居住する場合に限ります。
- (1) 島根県外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して1年以内の方
 - (2) 市内事業所に就職、勤務する方（雇用保険に加入する方）
 - (3) 次のいずれかに該当する方

新婚世帯 結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯 18歳未満の方と同居している世帯

- (4) 「出雲暮らしの魅力」の情報発信にご協力いただける方

2. 助成内容・期間

助成対象者が居住する市内の民間賃貸住宅の家賃（共益費や駐車場使用料等を除く額）を助成対象額とし、住宅手当等を引いた残りの額（2万円に満たない場合は助成対象外）に対し、**2分の1**の額を助成します。

新婚世帯 上限2万円/月

子育て世帯 上限2万5千円/月

助成期間
12か月

助成制度の詳細については、縁結び定住課へおたずねください。

おたずね/縁結び定住課 TEL 21-6629 FAX 21-6599 メール teijyu@city.izumo.shimane.jp

移住促進住まいづくり助成金 ～Uターン・Iターンの住宅取得を支援します～

新婚世帯・子育て世帯の移住、市が指定する自然豊かな地域への移住を進めるため、市外在住者（転入3年以内含む）が出雲市へ定住する目的で住宅を建築、購入（中古住宅を含む）する場合に、固定資産税等相当額を助成します。【建築の場合は着工前、購入の場合は代金完済前に申請が必要です。】

1. 助成対象者

(1)、(2)の両方に該当する方

ただし、建築、購入後5年以上継続して居住する場合があります。

- (1) 市外に5年以上引き続き居住している方、または市外に5年以上引き続き居住した後、出雲市に転入して3年以内の方
- (2) 次のいずれかに該当する方

新婚世帯 結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯 18歳未満の方と同居している世帯

自然豊かな地域居住世帯 過疎地域等の市が指定する地域に居住する世帯

※詳しくは、縁結び定住課へおたずねください。

2. 助成内容

○建築または購入した住宅（宅地を含む）の固定資産税等相当額を5年間助成します。

○助成金額：上限10万円/年

※助成対象外の共有者がいる場合は、対象者の持分に応じた税額を助成します。

いずも移住リフォーム助成金 ～Uターン・Iターンの住宅リフォームを支援します～

移住・定住を促進するため、市外在住者（転入3年以内含む）が出雲市に移住し住宅をリフォームする場合に、費用の一部を助成します。【着工前に申請が必要です。】【募集は予算額に達した時点で、終了となります。】

助成対象者	助成金額
市外に5年以上居住し、出雲市に移住する方（転入後3年以内を含む）	工事費の10% 上限10万円
新婚世帯※1、子育て世帯※2	工事費の20% 上限50万円
自然豊かな地域居住世帯※3 空き家バンク登録物件購入世帯※4	工事費の30% 上限80万円

※1：結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

※2：18歳未満の方と同居している世帯

※3：過疎地域等の市が指定する地域に居住する世帯

※4：いずも空き家バンクに登録された空き家を購入した世帯

ただし、リフォーム後の住宅に5年以上継続して居住する方に限ります。

助成対象工事

(1)～(4)の全てに該当する工事

- (1) 申請者または親族（3親等以内）が所有し、申請者がリフォームする工事
- (2) 市内業者（市内に本店または営業所を有する事業者。個人事業者を含む）に発注する工事
- (3) 工事費50万円以上の工事
- (4) 助成金交付決定後に着手し、令和9年3月10日（水）までに完了する工事

おたずね／縁結び定住課 TEL 21-6629 FAX 21-6599 メール teijyu@city.izumo.shimane.jp